

御船町農業委員会会議録

令和3年4月12日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和3年4月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日(月) 16時00分～17時00分
2. 場 所 御船町役場第二分庁舎 大会議室

3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗		
会長職務代理者	2 番	荒木	義一		
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番 藤本 隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番 田端 幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番 芥川 誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番 藤岡 雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番 山本富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番 竹崎 幸雄
欠席者	なし				
最適化推進委員	9 名				

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 議案第17号 令和2年度農業委員会事業実績報告について
- 8 報告第8号 合意解約について
- 9 報告第9号 非農地判断について
- 10 報告第10号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
係 長	緒方	弘和
主 査	前川	俊司
主 事	本田	美里

事務局 皆さん、こんにちは。それでは始めさせていただきます。審議

に入る前の、総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員
全員出席ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条に
より、本総会が成立することを宣言致します。また、農地利用
最適化推進委員 9 名のご出席をいただいております。ありが
とうございます。

それではただいまより、4 月の総会を開会いたします。議長に
つきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田
会長よろしく申し上げます。

議 長

こんにちは。いよいよ本日が最後の総会となりました。皆さん、
思い残すことがないようによろしく申し上げます。それでは議
事に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。
2 番 荒木委員、3 番 野田委員よろしくお願ひいたします。
それでは、議案第 14 号を提案いたします。事務局の説明をお
願ひいたします。

事務局

議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のと
おり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 4 月 12 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
2 ページをお願いします。今日は、3 条申請が 2 件、計 6 筆
あがっております。それでは、読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △△△△地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △△△△地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は同上です。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △△△△-△△△

地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇町〇〇〇大△△△

(株) 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △△△△地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は同上です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △△△△地目：田 面積△㎡
譲渡人の住所・氏名は同上です。

譲受人の住所・氏名は同上です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △△△△地目：田 面積△㎡
譲渡人の住所・氏名は同上です。

譲受人の住所・氏名は同上です。

議 長 はい、それでは申請番号 1 番から担当の藤本委員、説明をお願いいたします。

9 番 まずは場所の説明をします。説明資料の 3 ページをお願いします。高木の下高野になります。圃場整備をした農地の方から上がって行って農業用ため池がありますけども、その近くの畑と水田になります。4 ページの写真をご覧ください。畑になります。地番が〇〇〇〇です。赤く囲っているところが申請地で、譲受人の〇〇さんが奥に畑を持っておられますので、今回譲り受けられることになりました。面積は△△㎡です。ここにはかぼちゃを植えられる予定です。続いて、5 ページになります。農業用ため池の下段になります。段々になっているような圃場整備もされていない水田としても管理されていない農地になります。この農地は〇〇さんが高齢で管理できないということで譲受人に購入をお願いされて、話しがまとまり 3 条申請されています。面積は 340 ㎡です。2 ページに戻ってください。第 2 項の第 1 号から第 7 号の要件は全て満たされています。譲受人の〇〇さんは地域でも農地をよく管理されている農家でありますので許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の件で皆様のご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、全員賛成で許可といたします。

続きまして、申請番号 2 番、担当の野田委員お願いします。

3 番 場所の説明をします。8 ページです。吉無田の〇〇から□□m ほど行ったところ。申請者の〇〇さんと協議して売却しても良いということで申請がされています。9 ページの写真がありますけども、赤い線がもうちょっと上で、檜山の付近までが申請地です。道路を挟んで左右が〇〇氏の農地です。それと〇〇氏の申請が、10 ページの写真です。今年の 2 月だったか、

申請があつてはいますけど、手前の方を〇〇氏が購入されています。その続きの畑を〇〇氏が持っており、利用するうえで便利が良いように今回購入されるようです。申請地はキャベツを作られる予定です。7ページをご覧ください。労働力は男性31人、女性4人、トラクター2台、トラック3台、シャベル15台と農業をするうえでは機械も十分に持っておられます。2項の第1号から第7号までの該当するところは満たされていますので、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございます。写真に道が入っていますが、道は関係ないとですか。
- 3 番 事務局の説明では道の両サイドと聞いています。
- 議 長 この道は畑に行くための仮の道路ではなくて、公の道路ですか。
- 3 番 誰でも通れる里道です。
- 議 長 〇〇さんはよく申請が上がってきますよね。ちょっと聞いたのがこの前取得された農地が何も耕作されていないと。
- 3 番 10ページの手前がこの前取得された農地です。その続きを〇〇氏が持っているので、畑1枚として管理したいという意向で。
- 議 長 いや、それはわかりますけど。10ページの写真の手前がこの前取得された農地であるとすれば、まだ手付かずの状態のままですよ。
- 3 番 いまのところキャベツを植えると聞いてますけど。
- 議 長 事務局は何か把握してると。
- 事務局 はい、事務局からお答えします。今、お話しがでてるように前回2月だったですかね。(株)〇〇で今回の申請地の隣接地を購入されています。購入後、耕作がされているかというところ微妙な状態だと思います。ただ、作付けの時期等もありますので、一概に判断は難しいです。確かに農地を買い求める時の理由が規模拡大ということ言えば、自己所有地も含め、最近買った農地が荒れていないかということも許可の判断の基準にもなります。今回は前回の取得が2月ということで、2ヶ月前ということで判断が微妙なところだと思います。取得後、1ヶ月以内に耕作しないといけないというようなルールはありませんし、取得後あまりにも放置しているという状況であれば、次の申請時に判断をすることはあります。期間が短いので。

- 14 番 申請地は 10 ページの写真でしょ。これぐらいは管理していると見て良いのではないですか。野菜を植えた後もこのくらい草は生えるので。
- 議 長 でしたら事務局と担当の野田さんはその後の管理状況をチェックしておいてください。
- 2 番 ここは真ん中に道がありますが、後で通るなどか言うことはないですか。個人の道であれば。
- 事務局 補足で説明します。申請地は農地の間に砂利道や舗装した道が入っています。道というのも字図に出てくる里道であれば、誰でも通ることができます。ただ、畑の中に耕作がしやすいように道を作っている場合もありますので、その場合は権利を取得した方が今後は通らないでと言われたら、奥の農地の方が困りますので、〇〇さんの申請地の中に道が入っている場合は、仮に通っても良いというような条件付きで許可を出すことは可能と思われま。
- 議 長 8 ページの地図に道が表示されているが。これは里道ではないと。
- 事務局 これは住宅地図ですので、現地にある道を表示しているものです。手元にはありませんが、字図で確認しないとわかりません。
- 議 長 再度、確認した方が良いかもしれませんね。
- 10 番 私も現地を確認しましたが、資料では道路を含んだように見えますし、もし、道路を含んでいれば、一度地権者とも境界確認をしないと農業委員会を通さないと後で問題が出る可能性が高いと思います。確約を取る取らないは後の話でしょ。
- 議 長 道が里道であるかどうかを確認してみないとわからないですね。地元では話は出てないですか。
- 3 番 もともと道があるのはあったです。
- 10 番 この舗装は〇〇さんがされているんですね。個人的に。自分の道と主張されるならば、前後の畑を持っておられる方がいるから後でトラブルになると思います。道路の部分は登記上、別になっているかどうか確認しないと。
- 議 長 どのような形態の道かどうかを確認しないとですね。
- 事務局 事務局からの補足です。申請書に字図が添付されていますが、この地域は地籍調査がまだ入っていません。字図は明治時代に作られたもので、なかなか現況と一致しない図面です。△△・△と△△・△の 2 筆がちょうど農地に道が通っているように見えますので、事務局で字図と現地を確認したいと思います。現

地立ち合い時に申請地はここですという確認はしていますが、改めて確認をしたいと思います。△△-△、△△-△の2筆については、道とは関係がないと判断しています。

議長

今回は保留ということで、事務局と確認後、改めて申請してもらおうということでよろしいですか。

全委員

異議なし

議長

それでは次に議案第15号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年4月12日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

4ページをお願いします。今月は5条申請が2件、5筆あがっております。順番に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇△番△号

(株) 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：複合型宿泊施設用地

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町△-△ 〇〇 〇

譲受人の住所・氏名は同上です。

転用目的は同上です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は同上です。

転用目的は同上です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は同上です。

転用目的は同上です。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町大字〇〇 △△ 〇〇 〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区△-△△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

議長 はい、ありがとうございます。それでは申請番号①番、担当の荒木委員お願いいたします。

5番 先月の29日に事務局と福島委員と坂本委員と私で現地確認をしました。資料の12ページに写真が載っています。西往還の信号のところに公民館があります。東側かな。スポーツセンターとの間にある3枚の農地になります。農地区分は第3種農地です。面積は3,845㎡です。申請地は役場より約300m離れた場所に位置し、南側は農地に接しているが、北側は公園用地、東側は用悪水路（排水路）、西側は公衆用道路に接した近年は住宅等の建築も盛んで、都市化が進んでいる区域に存する農地である。申請者は、福岡県で建設業を営んでおり、生まれ育った御船町に宿泊施設の建設を計画していた。該当地の農地所有者4名と売買契約に合意し、また、西往還地区の集会所の移転も同意を得て、農地法第5条申請に至ったということであります。一般基準の1から10において、該当する箇所は適当と判断いたします。以上のようなことから、総合判断として許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。7階建てになります。

議長 はい、ありがとうございます。御船町には建物の高さ制限はあるのですか。

事務局 都市計画の規制であるとは思いますが、詳しくは把握していません。

10番 御船町には宿泊施設が不足しているということで、良いことだと思います。町として駐車場を作るというような計画はないですね。例えば、〇〇が出来てお客さんが町中に流れる時に駐車場が不足するというので、駐車場を整備するというような計画はないですね。もし計画があつて、だぶってしまうと都合が悪いと思うので。

事務局 お答えします。現在、農業振興課では町の計画を全て把握はしていません。駐車場が不足しているという状況はあるかと思いますが、駐車場を増設するというような計画は上がっておりません。

議長 他にご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。
続きまして、申請番号②番、担当の西橋委員、説明をお願いします。

4 番

説明します。先月の 26 日に事務局と現地確認をしました。16 ページの地図をご覧ください。非常にわかりにくいので、説明します。メロディー橋を渡りまして、右手に曲がって、小坂小学校の前を通過して、工業団地の方に曲がったところになります。回りは住宅に囲まれた農地です。18 ページが配置図兼排水計画図です。申請人は土地を探されていて、〇〇の所有する農地で話がまとまって申請に至ったということです。写真が 20 ページに載っています。雑草が生えていて畑という感じではありませんが、砂利を敷いてしばらく近所の方に貸していたということで、返された後もそのままになっていたようです。始末書も付いております。14 ページに戻っていただいて、第 2 種農地になります。面積が 364 m²です。住宅の雨水は自然地下浸透で、生活排水は合併浄化槽を使って、隣の〇〇さんの集水桝に流させてもらうということで同意書が取られています。一般基準は、1 から 10 まで適当と判断しました。何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。ありがとうございます。個人住宅の申請で始末書も付いているということです。ご質問・ご意見はございませんでしょうか。ありません。

議長

全委員

議長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成で、許可といたします。

続きまして、議案第 16 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案書の 5 ページをお開き下さい。

議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 4 月 12 日提出 御船町農業委員会会長 富田早苗。

6 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。田の 17,139 m²、計の 17,139 m²です。7 ページには再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。田の 11,670 m²、畑の 24,766 m²、計の 36,436 m²です。

8 ページには、所有権移転の一覧表を掲載しております。農業公社を通じた売買が 2 件あっております。田の 2,458 m²、計の 2,458 m²です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 3 年 4 月 12 日提出 上益城郡御船町。

令和 3 年第 4 回農用地利用集積計画総括表になります。合計値を読み上げます。今月分です。田の 28,809 m²、内再設定が 11,670 m²、畑の 24,766 m²、内再設定が 24,766 m²、計の 53,575 m²、内再設定が 36,436 m²です。所有権移転が 2,458 m²です。次に本年累計です。田の 157,878 m²、内再設定が 44,773 m²です。畑の 109,294 m²、内再設定が 37,926 m²です。計の 267,172 m²、内再設定が 82,699 m²です。所有権移転が、4,654 m²となります。以上です。

議 長

はい。事務局の説明にご質問・ご意見ございませんでしょうか。それでは、事務局の説明に対して承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で承認とします。

続きまして、議案第 17 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 11 ページをお開き下さい。

議案第 17 号 令和 2 年度農業委員会事業実績報告について承認を求める。令和 3 年 4 月 12 日提出 御船町農業委員会。

議案書の 12 ページに入ります。本来ならばこの 4 月の総会で実績報告と事業計画も同時に上げますが、本日が改選前の最後の総会になりますので、この総会で実績報告を行いまして、19 日の総会で事業計画を議案として上程したいと思います。それでは議案書の 12 ページと 13 ページに農業委員会の実績を掲載しております。始めに 13 ページを説明します。農地法 3 条、4 条、5 条と実績を載せております。毎月の総会で審議しました 3 条 17 件、4 条 3 件、5 条 38 件でした。去年はコロナの影響もあったのか転用案件も前年度より少ない状況でありました。次に 12 ページで説明します。令和 2 年度事業計画報告です。2 番の農地の利用集積の推進、①農用地利用集積事業の推進で 177 件の利用権設定がありました。続いて③農地中間管理事業の推進、48 件の中間管理機構を通した貸し借りがありました。令和元年度と比較して数値が大きく伸びております。④中間管理機構の特例事業の推進、農業公社を通した農地の売買が 4 件あっております。次に 4 番の担い手の育成対策の推進、①新規就農希望者の相談指導ということで、こちら

は色々な相談が電話や窓口にあります。3件のうち1件は吉無田で新規就農ということで繋がっています。次に5番の農業者年金対策の推進、①新制度農業者年金への加入促進ということで、新規加入が1件あっております。続いて6番に移ります。情報活動の推進ということで、全国農業新聞の普及、現在74部の購読となっています。残念ながらやめるという申し出はありますが、新規購読の申込はあっておりません。次に7番農業委員会総会の開催、毎月の総会ということで12回実施しております。次に9番の農業委員・職員の資質向上、①研修会の参加で8月に全体研修、1月ブロック別研修、会長の東京での研修もコロナウイルスの影響で中止となっております。飛びまして11番の農地利用状況意向調査、①利用状況調査を8月17日から21日までの1週間、毎年暑い時期ですけど、担当地区の現地調査を実施しております。③非農地通知38筆、25,940㎡に発出しております。12番に移ります。耕作放棄地の解消ということで、①県補助事業は令和2年度は実績がありませんでした。③あっせんが3筆です。14,118㎡です。内訳は全て畑ですので、畑の14,118㎡です。以上です。

議長

ありがとうございました。耕作放棄地解消事業は町の事業はなかったですか。

事務局

現在は町の事業はありません。県の事業のみです。

議長

はい。それでは、事務局の説明に対して承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、承認いたします。続きまして、報告第8号から第10号まで続けて事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の14ページをお開き下さい。

報告第8号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和3年4月12日提出 御船町農業委員会。

15ページに合意解約書の案件を掲載しています。各自、ご確認をお願いします。

続きまして、議案書16ページです。

報告第9号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和3年4月12日提出 御船町農業委員会。

17ページに非農地の一覧を掲載しております。9筆、5,719㎡

を非農地として発出しております。木倉、上野、滝尾地区の委員で現地確認を行い、非農地と判断しております。

次は18ページに移ります。

報告第10号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。令和3年4月12日提出 御船町農業委員会。

今月は、2件の耕作証明書を発行しております。ご覧ください。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。冒頭でも申しましたが、これが最後の総会になりました。皆さんのおかげをもちまして、3年間会長の職を全うすることができました。これも一重に皆さん方のご協力の賜物だと思います。心よりお礼お申し上げます。ありがとうございました。今回で委員を終わられる方もいらっしゃると思いますが、また新たなステージで皆様のご健勝、ご活躍を心よりお祈り申し上げます。3年間本当にお疲れさまでした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

2番

㊞

3番

㊞